

災害時医療等船舶利活用推進議員連盟 PT 第2回代表者会議 3 1 4

発言議事概要

【病院船を救護所として位置付けて行う医療行為】

- 災害時は、緊急避難的に対応が行われるものであり、例えば、応急処理を行う救護所は診療所の開設の届出等は求めない運用としている。脱出船や救護船の船舶についても、救護所の運用にならない、診療所の開設は不要と整理している。(厚労省)
- 救護所であれば、医療行為についての制限はない。救護所であれば、都道府県が費用をいったんは負担するが、最終的には災害救助法の対象となり、ほぼ10分の10で国庫補助がある。救護所では保険診療はしていない。恒常的に船舶を利用するなら、病院か診療所にしなければならないという問題は生じるが、緊急時に救護所として医療を行うのであれば診療所にする必要はなく、届出なども必要はない。(厚労省)
- 医療船を、救護所的に使うのではなく、港に長期間停泊し、患者を入院させて治療を行うというような使い方をする場合には、保険医療機関にしなければならない。そうすると、実務的なことだが、レセプトを作成し、保険医療機関に提出する必要も出てくる。(厚労省)
- 救護所と位置付ける前提として、災害救助法や災害対策基本法では、救護所の指定や開設は都道府県知事が行うこととなっていたかと思うが、「はくおう」のように国が手配したものについては、国と自治体の円滑な連携をどのように確保していくかということも、今回政府に新たな本部が設置されて基本計画を作成する中で検討すべき、ということを議連の提言に盛り込むことが考えられるか。(法制局)
- 医療メーカーが薬品などを寄付する場合には、診療所などでないと受けられないのではないか。(出席議員)
- 災害時に船舶での医療行為は法的に可能であるが、実際にどのような医療を行うかというのは、今のアセットの中で何かできるかということや、それぞれの被災地の被災状況、救急救命の状況の進捗にも合わせて変化していくし、それにリアルタイムで対応していく必要がある。(出席議員)

【救護所から診療所への移行の必要性】

- 災害救助法の枠組みからどこかで医療法の枠組みに切り替わるタイミングがあって、そのためには早めに被災地の陸上の医療機関の機能を回復させることも大事。平時の医療体制に戻れない場合に、例えば水道が復旧しないため病院の機能回復ができないという場合に、船舶が、救護所ではなくて、陸上で機能を喪失している医療施設の代替として、医療法上の診療所として機能していく場面があるのではないか。(出席議員)
- 引き続き病院を使うことが困難な場合でも、病院船を使って長く入院させるよりは、医療機能がしっかりしている病院等に搬送して医療を受けた方がいいのではないか。(厚労省)

○災害発生直後は災害救助法に基づく救護所に準ずる扱いとなり、しばらくすると医療法に基づく診療所として医療行為を行うという2つのフェーズがある。(出席議員)

【診療所として位置付ける場合の構成や論点】

○平時に医療活動を行っている済生丸については、病院の巡回診療という形があり、届出をすると、その診療所から外に出て巡回診療というものが行える。おそらく、その仕組みを活用して、医療機関としての済生会の医療として巡回診療を行っているという整理になっているのではないか。その場合は、大本の医療機関が診療報酬請求等を行えばよい。(厚労省)

○地域地域に拠点病院があるが、その機能が失われていたり、受け入れができないなど一定の要件を課した上で、船上で医療行為を行う場合は、その拠点病院の医療行為とすることが考えられる。(出席議員)

○船は実際に各都道府県に配置するわけではなく、1つの船を派遣をして各地の拠点病院のこどものような形で運用することになると思うが、そうすると手続的などがスムーズに行くのか。(出席議員)

○法的には色々なケースを考えて、医療法上の診療所と扱うことは可能という整理にしておいた方がよい。あくまで陸上の代替であり、そのスタッフは当初はDMATとかが救護所として運営するが、ある程度被害が落ち着いてきたら、現地の医療スタッフの方が船に来て、運営を引き継ぐ、そういうフェーズになったら医療法上のものにしていくという法的な整備を可能にしていく必要がある。(出席議員)

○船舶活用医療推進法との関係についてお尋ねをいただいたが、どのような運用を想定して、どこが主体となって人的、物的施設を構成して船舶を活用した医療を提供するかということが、これまでは観念的なものだったが、政府において、6月から、この基本方針に基づいて基本計画として具体化していく作業を進めていくものと思われる。その際に、救護所から恒常的な施設に移行する場合にどのような移行になるのかということ、例えば現地の病院以外の者が医療コンテナを船上に設置して医療を提供した場合に、それを現地の病院の巡回施設として直ちに位置付けることは困難とも思われるので、そのような場合に必要な調整などの運用面の課題について検討すべきではないか、とご提言に入れることもあり得るのではないかと。(法制局)

○今回のPTで行ったような議論を体系的に整理して、基本計画を作るときに十分考慮してください、ということを提言にすべき。また、今回の「はくおう」のように政府がプッシュ型でやることも考えられるが、各都道府県の現地対策本部に、船舶の活用、海からのアプローチについて思いが至るようにしなければならない。(出席議員)